

とくしま生物多様性活動認証制度に基づく認証の応募要領

1 はじめに

とくしま生物多様性活動認証制度は、民・学が連携・協力し設立した「とくしま生物多様性活動認証機構」の認定する審査機関が、事業者の生物多様性の保全又は自然資源の持続的な利活用に関する取組への対応状況等をチェックシートなどに基づき確認・評価し、一定のレベル「認証基準」に達している者を認証し、公表することなどを通じ、取組み活動の浸透を図ろうとするものです。

認定審査機関である一般社団法人コンサベーション・ラボは、この度、当認証制度に基づく初の認証の申請を募集します。

今回は、農業事業者を対象とした、認証基準レベル1（初級）の認証についての募集です。

2 認証の対象者

認証は、徳島県内に本社または事業所をおく農業事業者が対象です。

※今後、当該業種の認証基準が策定された場合は、以下の事業者にも順次拡大します。

- ・法人その他の団体（農業事業者を除く。）
- ・個人事業者（農業事業者を除く。）
- ・教育機関

事業者が生物多様性の保全又は自然資源の持続的な利活用に関し取り組む活動を認証します。認証基準は、レベル1（初級）、レベル2（中級）、レベル3（上級）の3クラスですが、今回はレベル1についての認証です。なお、認証は、事業者又は事業所ごととなります。

3 認証申請者の要件

認証の条件として、以下のことが前提であり、これを満たしていることが必要です。

- ・関係法令を遵守していること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員との関係を有しないこと。

4 応募方法

認証申請者は、とくしま生物多様性活動認証申請書に必要事項を記載のうえ、応募期限までに提出してください。なお、提出にあたっては、以下の「⑤申請書の記載にあたっての注意事項」を踏まえ、記載してください。

応募期間後、講習会のご案内（10月17日午後予定）等をいたします。なお、認証されるには、**講習会の受講は必須**となっています。

※申請者が20人以上の団体等の方は、事前に事務局までご連絡ください。

とくしま生物多様性活動認証申請書の提出や講習会の開催などに関し、協議の上進めさせていただきます。

① 応募期間

令和元年7月16日（火）～9月15日（日）

② 費用

1回の申請につき、認証・登録料として1事業者20,000円が必要です。

なお、振込手数料はご負担願います。

※講習会の案内通知と併せて、振込先の銀行口座をお知らせします。

③ 提出書類等

ア とくしま生物多様性活動認証申請書（様式1）

イ 認証・登録料の所定の銀行口座への振込明細のコピー

※講習会の際、会場で提出してください。

ウ チェックシート【農業 レベル1（初級）】

※講習会の際、講習修了時にシートを提出してください。

講習会受講前に、わかる範囲で記入しておき、受講後仕上げるのが望まれます。

エ その他

●認証・登録料の支払いが確認された時点で、正式に申請がなされたこととなります。

●申請書、チェックシートは、とくしま生物多様性活動認証機構の認定審査機関「一般社団法人 コンサベーション・ラボ」の以下のWEBサイトより入手できます。

<https://conservationlab.jp/ninsho/>

④ 提出方法

「③提出書類ア」を9月15日までに以下の提出先に郵送または電子メールにより提出してください。
なお、提出された書類の返却はいたしません。

●提出先

（郵送の場合）

〒770-0805 徳島市下助任町1丁目23

認定審査機関 一般社団法人 コンサベーション・ラボ 認証事務局 宛

※封筒に「とくしま生物多様性活動認証申請書在中」と記載してください。

（電子メールの場合）

メールアドレス tokubc.exa.conlab@gmail.com

⑤ 申請書類等の記載にあたっての注意事項

とくしま生物多様性活動認証申請書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none">・「郵便番号、住所、氏名又は名称、代表者職・氏名」は正確に記載して下さい。・「作付面積」は、申請時耕作している農地面積にチェックを入れて下さい。・「連絡先」の該当欄には、電話は必須、メールアドレスはある場合は必ず、記載して下さい。・「認証区分」は申請する該当区分にチェックを入れて下さい。なお、新規に申請する場合は新規に、以前に認証を受け今回更新にあたる場合は更新に、以前に認証を受けさらに上の区分で申請する場合は該当する区分の新規に、それぞれチェックを入れて下さい。 ⇒ 今回は、レベル1、新規にチェック・「講習会受講希望月」は、複数の開催日が予定されている場合には、必ず記載して下さい。・「法令遵守等の状況」は、行政機関からの事業に関係する法令の違反に関する指導、勧告、命令等の処分の有無により判断して記載ください。・「添付書類・振込明細のコピー」については、講習会の開催日までに所定の銀行口座に振り込み（その際の手数料はご負担願います。）、振込明細のコピーを講習会当日会場に持参の上、提出してください。・講習会のご案内、振込先銀行口座の通知、及びチェックシートの送付について、郵送をご希望の場合は、申請書の郵送の際、返信用A4封筒に120円切手を貼り、宛先を記載したものを同封して下さい。
チェックシート 【農業 レベル1 (初級)】	<ul style="list-style-type: none">・講習会受講前に設問に目を通し、あらかじめ、生産や管理の状況、農地や農地周辺の生き物の状況などを確認し、わかる範囲で記入しておいてください。受講後、仕上げて提出いただくこととなります。・記入にあたっては、その設問が、必須項目かどうか、どのような意図のものなのか、どのようなことに注意しなければならないのかなどを解説書により確認してください。

5 審査及び結果

認定審査員が、提出されたチェックシートの「認証基準」への適合などを確認の上、認証の可否の判定など審査結果をまとめ認定審査機関に報告し、これを受けて、認定審査機関は認証の可否を決定し、認証申請者に個別にお知らせします。認証されることとなった申請者には、併せて認証・登録証をお送りします。

なお、認証の可否の通知は、講習会の受講日からおおよそ1か月を目途とします。

※今回は、レベル1（初級）の認証基準を満たしていることが必要です。

なお、認証基準の適合には、講習会の受講が必須となっています。

6 認証の更新

認証を受けてから3年後の認証の日までに認証の更新が必要となります。

認証区分を変更した場合は、変更の認証を受けてから3年後に更新が必要となります。

更新する際には、申請書の更新の欄にチェックを入れ、関係資料を添付して申請して下さい。

※更新時は3ヶ月以上の期間を残して早めに申請して下さい。

7 その他

① 認証マークの使用

認証・登録された事業者は、とくしま生物多様性活動認証機構が定める認証マーク使用規程を守ることにより、認証マークを農産物（シールに印刷し貼り付ける）などの商品や、パンフレット、名刺などに使用できます。

なお、認証マークのデータは、基本的に、認定審査機関 一般社団法人コンサベーション・ラボのWEBサイト上に設けるダウンロード・サイトからを取得いただくこととなります。

② 情報発信

認証・登録された事業者は、認証事業者の事業者名・事業所名を、とくしま生物多様性活動認証機構や関係する団体等のホームページなどで広く情報発信します。